

[研究ノート]

インドの「世界大国化」と開発協力 —— 政治優位のインド型開発協力の展開 ——

中津 雅昭

はじめに

近年、インドの「新興ドナー」としての顔が目ざされている。インドは独立後間もなく、近隣国への開発援助を開始し、また南南協力を旗印にアジアやアフリカ向け援助を行う等、伝統的な援助供与国(ドナー)としての顔が広く知られている。にもかかわらず、インドと同様に中国やブラジル等の新興国による開発援助の増大も相俟って、「新興ドナー」としてのインドの動向は研究者や実務家の大きな関心事項である⁽¹⁾。たしかにインドは長年にわたり開発途上国への援助を実施してきたが、国際援助コミュニティにおいては、いわゆる「伝統ドナー」とは認識されていない。それは、インドが、1960年の創設以降に開発援助分野をリードしてきた経済開発協力機構(OECD: Organization for Economic Co-operation and Development)・開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)の加盟国ではない上に、DACで調整・策定された二国間援助の規範やルールを受け入れない等、欧米諸国や日本などで構成されるDAC加盟国⁽²⁾とは一線を画する形で、独自の援助政策を進めてきたためである。

「新興ドナー」論においては、国際援助潮流を形成する「伝統ドナー」(DAC加盟国)とは協働せず距離を置きながら、独自で開発援助に取り組む「新興ドナー」インドの存在は、異質ではあるものの、主流派の「伝統ドナー」への挑戦という意味で重要な存在とみなされている⁽³⁾。また、インドと同様に南南協力を掲げ、代表的な「新興ドナー」として存在感を高める中国との比較においても、インドの評価やイメージは異なる。とりわけ「伝統ドナー」からは、中国の開発援助が援助受入国の利益よりも過度に自国の利益を追求しているとし、また昨今では中国から融資を受けた援助受入国が返済できなくなり、同国における中

(1) Dweep. Chanana, "India as an Emerging Donor," *Economic and Political Weekly* 44, no. 12 (2009), pp. 11-14.

(2) 2023年9月時点で、OECD加盟国(38か国)中の31か国(日本、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、オーストラリア等)に欧州連合(EU: European Union)を加えた32メンバーで構成される。

(3) エマ・モーズリー著、佐藤真理子、加藤佳代訳『国際開発援助の変貌と新興国の台頭：被援助国から援助国への転換』明石書店、2014年、93-97頁。

国の影響力が増大する「債務の罣」が問題視されている。「新興ドナー」論では、中国の開発援助には「伝統ドナー」から疑念や脅威の眼差しが向けられる一方、インドにはそうした懸念が示されることはさほどみられない。

半世紀以上に及ぶインドの開発援助の歴史や「新興ドナー」の多義性や概念上の曖昧さを踏まえれば、インドを「新興ドナー」と端的に表現することは適当ではないかもしれない。しかしながら、「伝統ドナー」にも与せず、他の「新興ドナー」とも異なる見方をされるインドが、新興国として2000年代中頃からの高度経済成長を背景に開発援助の規模を急速に拡大させ、その存在感を従来から別次元に増大させている点に着目すれば、インドの「新興ドナー」としての顔を確認することはできるといえよう。

但し、インドは自らを「新興ドナー」とは認識していない点には留意が必要であろう。そもそもインドはドナーという用語も積極的には使用していない。自らの開発援助を、DACで定義される「政府開発援助」(ODA: Official Development Assistance)とはみなさず⁽⁴⁾、「開発協力」(Development Partnership)と称している。南南協力を推進してきたインドにとって、南の開発途上国とは自らの開発経験や知識を共有するパートナーであり、伝統ドナーと援助受入国との間で指摘されるような垂直的な関係ではなく、対等で互恵的といった水平的な関係にあるとされてきた⁽⁵⁾。

こうした南南協力のフレームワークの下で展開される、古くて新しいインドの開発協力について注目すべきは、インドが開発協力を対外関係の強化において主要な役割を果たすものと位置付けてきた点にある。冷戦期にアジア・アフリカの連帯を謳い、非同盟運動の盟主として国際政治に影響力を行使するにあたり積極的に活用されたのが開発協力であった。そして何より着目すべきは、とくにインドの援助規模が拡大する2000年代中頃になると、インドの政府文書において、開発協力は外交目的を実現するための重要な手段と明確に位置付けられ⁽⁶⁾、また近年では開発協力をインドの「ソフトパワー」外交の主要かつ強力なツールである⁽⁷⁾との認識が重ねて明示されるようになったことが挙げられる。

(4) 経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力が政府開発援助(ODA)であり、DACの定義によれば、次の三要件を備えた政府間ベースの援助を指す。(1)政府または政府機関によって供与されるものであること、(2)開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること、(3)資金協力については、その供与条件のグラント・エレメントが国・機関別の設定基準を満たしていること。

(5) Anuradh Chenoy and Anuradha Joshi, "India: From Technical Cooperation to Trade and Investment," in J. Gu et al., eds., *The BRICS in International Development* (London: Palgrave Macmillan, 2016), pp.93–117.

(6) Government of India, Ministry of External Affairs, *Annual Report 2004–05* (New Delhi: Policy Planning and Research, Ministry of External Affairs, 2005); *Annual Report 2006–07* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2007); *Annual Report 2012–13* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2013).

(7) Government of India, Ministry of External Affairs, *Annual Report 2018–19* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2019); Government of India, Ministry of External Affairs, *Annual Report 2020–21* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2021).

国際開発学では当該国の開発援助モデルに決定付ける要因として、ドナーの政治イデオロギーや外交戦略に加えて、DAC加盟国が形成する「国際援助レジーム」（援助分野でドナーが収斂する原則・規則・規範・意思決定手続き）からの圧力が挙げられる⁽⁸⁾。しかし、インドの場合、非DAC加盟国であり、とくに二国間援助において国際援助レジームを頑なに拒否し続けてきた経緯から、政治・外交優位または偏重ともいえるべき開発協力が行われてきたと見てよい。このように、インドの開発協力は外交の在り方と極めて密接に関係している。

では、インド外交が目指すものと開発協力との関係はどういったものであろうか。堀本⁽⁹⁾や伊藤⁽¹⁰⁾によれば、現代インド外交の指向性・方向性は「世界大国化」と評される。またインドの世界大国化に関しては、コンストラクティヴィズム的視点から、非同盟運動や南南協力の推進などを通じて、インドがグローバル・レベルで、少なくとも途上国の間で大国として認知される可能性について指摘がなされている⁽¹¹⁾。上記を踏まえれば、現代インドの目指すものが「世界大国化」と想定した場合、その成否の鍵となるのは、軍事力や経済力といったハードパワーの増大のみならず、インド独自の開発援助すなわち「インド型開発協力」の在り様や有用性にあるとも考えられる。したがって、「インド型開発協力」の現実や特徴、課題を明らかにすることにより、現代インドの世界大国化に向けた示唆を得られるものと考えられる。

本稿では、上記の問題意識に基づき、インド型開発協力の経緯と現状を整理し、伝統ドナーや中国との比較も念頭に置きつつ、その特徴を論じる。また、インド外交の文脈からインド型開発協力の決定要因や三角協力を模索するインド型開発協力の新展開を考察する。そしてインドの「世界大国化」の実現における開発協力の役割について検討する。

1. 「インド型開発協力」の経緯と現状

1.1 開発協力の変遷：技術協力から資金協力への重点シフト

インドの開発協力の歴史は古く、独立後にはブータン、ネパール、ビルマを主な対象とし、開発協力が行われてきた⁽¹²⁾。1948年には独立直後のビルマに対し融資が実施され、そ

(8) 近藤久洋「比較新興ドナー援助論：なぜミドル・パワーは援助のDAC化を目指すのか」『国際関係学研究』第24号、2014年、1-19頁。

(9) 堀本武功「現代インド外交は何を目指すのか」長崎暢子、堀本武功、近藤則夫編『現代インド3 進化するデモクラシー』東京大学出版会、2015年、247-271頁。

(10) 伊藤融『新興大国インドの行動原理：独自リアリズム外交のゆくえ』慶応義塾大学出版会、2020年、25-36頁。

(11) 近藤則夫「現代インドの国際関係」近藤則夫編『現代インドの国際関係：メジャー・パワーへの模索』アジア経済研究所、2012年、5-7頁。

(12) Sachin Chaturvedi and Anthea Mulakala, eds., *India's Approach to Development Cooperation* (New York: Routledge, 2016), pp. xxxi-xxxii. なお、独立以前の開発協力をめぐる動きとしては、英国側が反対であったにもかかわらず、1946年に暫定政府のネルー首相が中国とインドネシアの農業専門家の招聘及びインドでの研修を検討

の後もビルマへの開発協力は継続された。ネパールに対しては1951年にインフラ開発や保健、災害救助等の分野で、翌52年にはカトマンズでの国際空港建設で支援が供与された。また、1954年にインド援助ミッション(IAM: Indian Aid Mission)がカトマンズに創設され(1966年にICM: Indian Cooperation Missionに改称)、ネパールでの開発プロジェクトが管理・調整されるようになった⁽¹³⁾。ネパールに加え、ブータンに対しても1950年代以降積極的な開発協力が行われ、1959年からは開発プログラム向けの資金供与が毎年開始されるようになった⁽¹⁴⁾。1961年にはブータンの第一次五カ年計画に資金援助が実施される等、初期のインドの開発協力では周辺国への二国間協力が重点的に行われた。

但し、インドの開発協力は二国間に枠組みに止まらず、コロンボ・プランや国連等の多国間の枠組みにも及んだ。インドは1950年にコロンボ・プランに原加盟国として参加し、同プランの下で周辺国のみならず、東南アジアの開発途上国への技術協力、とくに技術移転や人材育成への支援に着手するようになった。1960年には、アフリカの英連邦諸国向け開発援助枠組み「コモンウェルス・アフリカ特別援助計画」(SCAAP: Special Commonwealth African Assistance Programme)が開始された。コロンボ・プランやSCAAPは、インドにアジア・アフリカの新興独立国家に関与する機会を与えることになり、非同盟及びアジア・アフリカの連帯を唱えるインドの外交戦略にも資するものであった⁽¹⁵⁾。

独立以降、アジア・アフリカ諸国への技術協力支援はインドの開発協力において重視されてきたが、1964年に「インド技術経済協力プログラム」(ITEC: Indian Technical and Economic Cooperation Programme)が開始されたことに機に本格化した。技術協力が重要視された背景には、科学やテクノロジーの不足が途上国の自立に向けた障害であるとみなすネルーの認識があった⁽¹⁶⁾。ITECは、技術移転や人材育成を通じた途上国の「キャパシティ・ビルディング」(能力構築)向上やインドの開発経験・知見の共有を目的とした協力である。具体的には、途上国の行政官や専門家をインド国内に受け入れ、農業、教育、科学技術、都市計画、経営などの幅広い分野で研修が行われた。例えば、1960年の「緑の革命」や1980年代の「白の革命」での経験・知識は、農業や酪農の分野に関するITECの研修の中で共有

していた点が挙げられる。

(13) Swati Prabhu, "The Sustainability Thread in India's Development Partnerships," *ORF Issue Brief*, no. 496 (2021) [<https://www.orfonline.org/research/the-sustainability-thread-in-indias-development-partnerships/>] (2023年12月28日閲覧)。

(14) John Samuel and Abraham George, *Future of Development Cooperation: Policy Priorities for an Emerging India* (New Delhi: OXFAM India, 2016), pp. 10–13 [<https://www.oxfamindia.org/sites/default/files/WP-Future-of-Development-Cooperation-Policy-Priorities-for-an-Emerging-India-12072016.pdf>] (2023年12月28日閲覧)。

(15) なお、インドの開発協力におけるアジア・アフリカ諸国への初期のアプローチとして、1949年に実施された留学生(70名)受け入れ事業が挙げられる。

(16) Sachin Chaturvedi, "India's Development Partnership: Key Policy Shifts and Institutional Evolution," *Cambridge Review of International Affairs* 25, no. 4 (2012), pp. 558–559.

された。加えて、インド人専門家の海外派遣も行われ、農業、漁業、法律、通信等の広範な分野で技術指導が実施された。

技術協力は、インドが第三世界のリーダーとして南南協力を貢献する上で、重要な柱と位置付けられた。独立後のインドは、アジア・アフリカとの連帯を掲げていたものの、自らも開発援助を必要とする低開発の状況下であり、外国援助のための開発資金は限られていた。故に、技術協力とくに ITEC は、国内リソースを活用し低コストで実現可能であり、かつアジア・アフリカ諸国へのアプローチを可能としたことから重用され、1990年代までインドの代表的な協力手法として積極的に活用された。

技術協力とともに、開発協力のもう一つの柱となったのが資金協力であった。資金協力には、①「贈与」(Grant)、②「借款」(Loan)、③「信用供与」(LoC: Lines of Credit)が挙げられる。技術協力と同様に、資金協力は独立後ただちに実施されてきたが、1991年の経済自由化や2000年代の高度成長を経て、資金協力の予算規模や途上国への貸付承認額が急増し、そのインパクトは援助受入国で高まっていった。こうした中で、インドの開発協力の力点が技術協力から資金協力へとシフトしていく。資金協力において、「贈与」と「借款」が伝統的な手法であるが、近年ではLoCもまた開発協力の主たる手段となってきた。

「贈与」と「借款」に関しては、伝統的に南アジアや近隣国への協力において集中的に活用され、当初はインフラ整備を必要とするブータンやネパールがその主な対象であったが、その後アフガニスタン、バングラデシュ、スリランカ、モルディブへと拡大した。なかでもブータンは、「借款」の受け取りの大半を占める等、インド外務省が所掌する「贈与」及び「借款」の最大の受入対象国となっている。「贈与」と「借款」による政府間協力は、パキスタンを除く周辺国において開発パートナーとしてのインドの存在感を際立たせる大きな役割を果たしてきた。「贈与」については、必ずしもインドの製品・サービスの市場開拓を目指すものではなく、南アジア等の途上国の親インド的な感情・姿勢や国際機関でのインドへの支持を形成する一助とみなされている。

他方、LoCに関しては、インドの輸出振興や途上国市場へのアクセス機会の確保に重点が置かれている。LoCは、途上国の開発プロジェクトに対し、インド輸出入銀行が信用限度額に応じて融資を行う政策である。LoCでは、借入国はインドから金利が低く返済期間が長く設定された譲許性の高い開発資金を調達できる一方、供与金額のうち、75%はインドからの物資・サービスの購入に充てられる等、高いタイド率の下でインド企業の貿易・投資に恩恵をもたらすことが念頭に置かれている。インド側からみれば、LoCは、有望市場を持つ途上国との関係構築を促進するものとされ、同時に途上国の開発プロジェクトに参加するインド企業への支援にも繋がるものとみなされている。

元よりLoCについては、インド財務省から借入国政府に対し財政支援が直接行われてきた(但しバングラデシュ、ネパール、ブータン、モルディブへのLoCについては対外関

係における戦略的な理由により外務省が担当してきた)。しかしながら、2004年の政策変更により、財務省管轄の「インド開発経済支援スキーム」(IDEAS: Indian Development and Economic Assistance Scheme)が定められ、インド輸出入銀行による信用供与が実施される仕組みに整備された。南アジアに焦点を当てた「贈与」や「借款」とは対照的に、LoCは主にアフリカ諸国向けに実施されてきた。

1.2. 開発協力の現状：規模の拡大と広域化

インド政府(外務省)による「贈与」(Grant)及び「借款」(Loan)に関し、これらの資金規模(修正予算額)は、2000年代に入り徐々に拡大し、2010年代以降に急速に増大した(図1参照)。2019年度に「贈与」と「借款」の合計額が7422.46千万ルピーとなる等、過去20年間で八倍増となっている。とくに「贈与」額の伸びが大きく、2000年度では716.8千万ルピーであったが、2010年度には2444.35千万ルピーが予算配分され、2019年度には過去最高の6619.78千万ルピーにまで達した。一方、「借款」額については、2010年代に拡大し、2015年度には3398.80千万ルピーに増加したが、その後は減少傾向にある。2019年度は802.68千万ルピーとなる等、近年では横ばいの状況が続いている。

また、「贈与」及び「借款」の対象国と予算割合(修正予算)に関しては、パキстанを除く南アジア及び国境を接するミャンマーが最重点地域・国となっており、従来大半の予算が配分されてきた。南アジア及びミャンマーへの戦略的な関与のため、「贈与」と「借款」は外務省主導で長年にわたり実施されてきた。但し、これまではこれらの国々が「贈与」及び「借款」の全体予算の80～90%を占めたが、近年その割合は70%前後まで下降している。

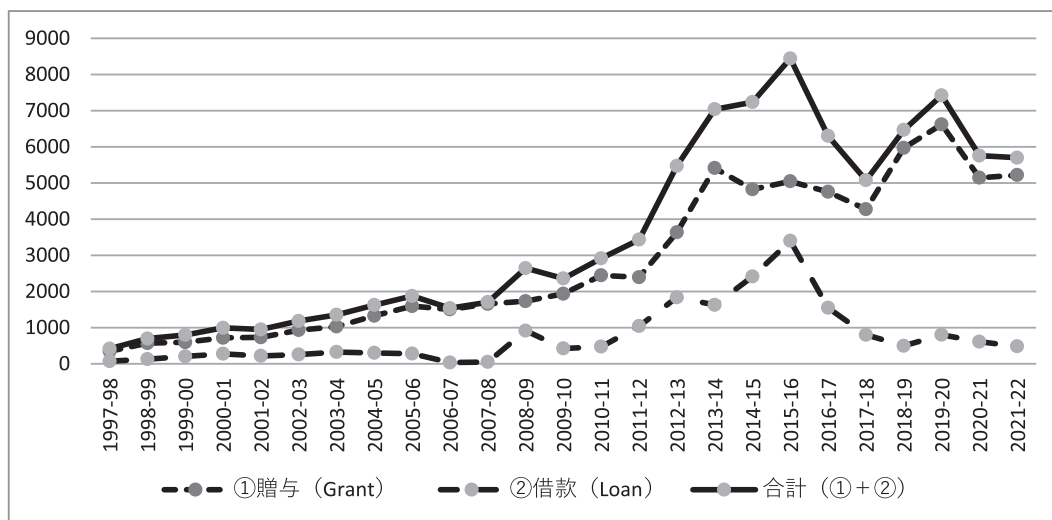


図1 インド政府(外務省)の開発援助額(贈与・借款)

出典：インド政府HP (<https://www.indiabudget.gov.in/>)に基づき筆者作成。

単位：千万ルピー 注：各年度の修正予算額。

これは、インドが南アジアへのコミットメントを低下させているのではなく、後述する重点地域の広域化や南アジア以外の地域・国々への協力拡大によるものと考えられる。

南アジアでは、とくにブータンが「贈与」及び「借款」の全体に占める割合が伝統的に高く、全体予算の60%近くを占めてきた(表1参照)⁽¹⁷⁾。だが、毎年多額の「贈与」と「借款」が行われているものの、「贈与」と「借款」全体におけるブータンの割合は近年では減少傾向にあり、2017年度に50% (2579.74千万ルピー)、2019年度には36% (2674.51千万ルピー)、2021年度には30% (1755.23千万ルピー)に減少している⁽¹⁸⁾。一方、ネパールの割合は例年5%程度であったが、2017年度は7.4% (375千万ルピー)、2019年度は16.2% (1200千万ルピー)、2021年度は11.4% (650千万ルピー)に拡大傾向にある。このように、「贈与」及び「借款」の資金規模が過去20年間に著しく拡大するとともに、南アジアやミャンマーへの供与がその大部分を構成するものの、最近の傾向としてブータンの割合が減少する等、インドによる周辺国への開発協力に変化が見られる。

上記に関連して、「贈与」及び「借款」にみられる近年の変化として次の二点を確認できる。第一は、重点地域の広域化である。「贈与」の供与額は限定的ながらも重要地域として長らくアフリカ及び中央アジアへの協力は行われてきたが、インド外務省は年次報告書の中で2007年度に「ラテンアメリカ」を、2009年には東アジアに位置する「モンゴル」を重点地域・国に追加し、「贈与」及び「借款」を継続的に実施している。これはインドの開発協力のグローバル化の一端ともいえよう。第二の変化は、インド洋島嶼部への協力強化である。インド外務省は、2016年度以降に「モーリシャス」と「セーシェル」を協力対象国として年次報告書の中で明示し「贈与」を実施しており、とくにモーリシャスへの供与額はブータン以外の南アジア各国のそれと同等以上である。2021年度修正予算では900千万ルピーがモーリシャス向けに配分されており、その額は「贈与」及び「借款」全体の15.8%を占める。このように近年のインドは、インド洋の戦略的要衝に位置し、多数の在外インド人を通じて経済的にも文化的にも繋がり強いモーリシャスとセーシェルへの開発協力に着手・強化して

(17) かつては少額ながらもネパールやバングラデシュ向けの「借款」は存在したものの、近年では行われていない。ネパール向けは2005年度を、バングラデシュ向けは2006年度を最後に予算配分されていない。他方、モルディブ向けの「借款」は2008年度(500千万ルピー)、2011年度(250千万ルピー)、2013年度(158千万ルピー)、2015年度(158千万ルピー)、2019年度(176.45千万ルピー)といった具合に断続的に実施されている。

(18) ブータン以外の南アジアでは、アフガニスタンも「贈与」及び「借款」に占める割合が減少傾向にある(ただし、アフガニスタン向け「借款」の実績はないため、実質的には「贈与」のみ供与となる)。インドは2001年のアフガニスタン暫定政権発足以降、同国への支援を行ってきたが、2007年頃に境に強化してきた。2007～2011年の「贈与」及び「借款」全体に占めるアフガニスタンの割合は、平均12.7%であったが、2015～2019年には平均6.5%に下降した。なお、2021年8月に反政府勢力タリバンが首都カブールを陥落させ暫定政権を発足させて以降、インドによるアフガニスタン向け「贈与」は2022年には全体予算の2.96%までに激減したが、人道支援を中心に継続されている。Government of India, Ministry of External Affairs, *Annual Report 2022–23* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2023).

表1 インド(外務省)による途上国支援(2012-21年度 修正予算ベース)

		2012-13		2013-14		2014-15		2015-16	
ブータン	①贈与 (Grant)	1571.06		2640.5		2459.99		2371.89	
	②借款 (Loan)	1838		1468.5		2411.6		3240.8	
	小計 (①+②)	3409.06	62.3%	4109	58.4%	4871.59	67.3%	5612.69	66.5%
ネパール	①贈与 (Grant)	270		380		300		300	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	270	4.9%	380	5.4%	300	4.1%	300	3.6%
バングラデシュ	①贈与 (Grant)	280		580		198		213.79	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	280	5.1%	580	8.2%	198	2.7%	213.79	2.5%
スリランカ	①贈与 (Grant)	290		410		500		500	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	290	5.3%	410	5.8%	500	6.9%	500	5.9%
モルディブ	①贈与 (Grant)	30		10		25		55	
	②借款 (Loan)	0		158		0		158	
	小計 (①+②)	30	0.5%	168	2.4%	25	0.3%	213	2.5%
アフガニスタン	①贈与 (Grant)	491.16		525		710		682.94	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	491.16	9.0%	525	7.5%	710	9.8%	682.94	8.1%
ミャンマー	①贈与 (Grant)	125		255		130		154	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	125	2.3%	255	3.6%	130	1.8%	154	1.8%
モーリシャス	①贈与 (Grant)								
	②借款 (Loan)								
	小計 (①+②)								
セーシェル	①贈与 (Grant)								
	②借款 (Loan)								
	小計 (①+②)								
イラン (チャバハール港)	①贈与 (Grant)								
	②借款 (Loan)								
	小計 (①+②)								
モンゴル	①贈与 (Grant)	1		1.5		2.5		7.5	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	1	0.02%	1.5	0.02%	2.5	0.03%	7.5	0.1%
アフリカ諸国	①贈与 (Grant)	237.5		250		145		200	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	237.5	4.3%	250	3.6%	145	2.0%	200	2.4%
ユーラシア諸国 (中央アジア)	①贈与 (Grant)	30		25		10		20	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	30	0.5%	25	0.4%	10	0.1%	20	0.2%
ラテンアメリカ 諸国	①贈与 (Grant)	27.61		5		10		15	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	27.61	0.5%	5	0.1%	10	0.1%	15	0.2%
その他の諸国	①贈与 (Grant)	30		59.55		56		83.44	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	30	0.5%	59.55	0.8%	56	0.8%	83.44	1.0%
その他	①贈与 (Grant)	250.6		270.1		276.17		441.13	
	②借款 (Loan)	0		0		0		0	
	小計 (①+②)	250.6	4.6%	270.1	3.8%	276.17	3.8%	441.13	5.2%
総額	①贈与 (Grant)	3633.93		5411.65		4822.66		5044.69	
	②借款 (Loan)	1838		1626.5		2411.6		3398.8	
	合計 (①+②)	5471.93	100%	7038.15	100%	7234.26	100%	8443.49	100%

2016-17		2017-18		2018-19		2019-20		2020-21		2021-22	
2320		1779.07		2014.5		2048.28		1650.96		1274.64	
1547.9		800.67		495.5		626.23		610.90		480.59	
3867.9	61.4%	2579.74	50.8%	2510	38.8%	2674.51	36.0%	2261.86	39.3%	1755.23	30.8%
320		375		750		1200		880.00		650.00	
0		0		0		0		0		0	
320	5.1%	375	7.4%	750	11.6%	1200	16.2%	880.00	15.3%	650.00	11.4%
75		65		120		150		125.00		300.00	
0		0		0		0		0		0	
75	1.2%	65	1.3%	120	1.9%	150	2.0%	125.00	2.2%	300.00	5.3%
155		75		165		205		75.00		50.00	
0		0		0		0		0		0	
155	2.5%	75	1.5%	165	2.6%	205	2.8%	75.00	1.3%	50.00	0.9%
80		125		440		150		175.00		260.00	
0		0		0		176.45		0		0	
80	1.3%	125	2.5%	440	6.8%	326.45	4.4%	175.00	3.0%	260.00	4.6%
315		350		470		400		350.00		200.00	
0		0		0		0		0		0	
315	5.0%	350	6.9%	470	7.3%	400	5.4%	350.00	6.1%	200.00	3.5%
120		225		370		170		350.00		600.00	
0		0		0		0		0		0	
120	1.9%	225	4.4%	370	5.7%	170	2.3%	350.00	6.1%	600.00	10.5%
410		335		660		1100		650.00		900.00	
0		0		0		0		0		0	
410	6.5%	335	6.6%	660	10.2%	1100	14.8%	650.00	11.3%	900.00	15.8%
50		200		100		50		90.00		20.00	
0		0		0		0		0		0	
50	0.8%	200	3.9%	100	1.5%	50	0.7%	90.00	1.6%	20.00	0.4%
100		0.1									
0		0									
100	1.6%	0.1	0.002%								
2		2.5		2		2		0.58		2.00	
0		0		0		0		0		0	
2	0.03%	2.5	0.05%	2	0.03%	2	0.03%	0.58	0.01%	2.00	0.04%
290		165		330		450		225.00		200.00	
0		0		0		0		0		0	
290	4.6%	165	3.3%	330	5.1%	450	6.1%	225.00	3.9%	200.00	3.5%
10		30		25		45		45.00		100.00	
0		0		0		0		0		0	
10	0.2%	30	0.6%	25	0.4%	45	0.6%	45.00	0.8%	100.00	1.8%
10		20		10		10		22.00		55.00	
0		0		0		0		0		0	
10	0.2%	20	0.4%	10	0.2%	10	0.1%	22.00	0.4%	55.00	1.0%
110		100		125		150		100.00		90.00	
0		0		0		0		0		0	
110	1.7%	100	2.0%	125	1.9%	150	2.0%	100.00	1.7%	90.00	1.6%
385.9		427.15		389		489.5		406.72		516.20	
0		0		0		0		0		0	
385.9	6.1%	427.15	8.4%	389	6.0%	489.5	6.6%	406.72	7.1%	516.20	9.1%
4752.9		4273.82		5970.5		6619.78		5145.26		5217.84	
1547.9		800.67		495.5		802.68		610.90		480.59	
6300.80	100%	5074.49	100%	6466.00	100%	7422.46	100%	5756.16	100.0%	5698.43	100.0%

単位：千万ルピー 出典：インド政府HPに基づき筆者作成。

いる。

続いて、「信用供与」(LoC)に関しては、資金協力スキームにあっていまやインドの主要な協力手法として国内外ともに認知されている。その理由として何よりも多額の資金規模が挙げられ、表2のとおり、2002-20年度におけるLoCの地域別実績(承認ベース)では、全世界の271案件に対し、総額で26756.68百万米ドルが供与限度額として承認されている。

以前には、アフリカ向けのLoCが件数および供与限度額において大きな割合を占めた。アフリカの多数国に対し、中小規模の開発プロジェクトへの信用供与枠での資金供与が行われてきた。アフリカ向けLoC案件数は、全件数のうち68%も占める。具体的なプロジェクトとしては、2018年度にはエチオピアの送電網整備、ウガンダの農業・酪農インフラ整備、モザンビークの給水設備などへのLoCが設定されている。

他方、アフリカとの比較では案件数は少ないものの、近年ではアジア向け(とくにインド周辺国向け)のLoCが、供与限度額において拡大している。とくに大型プロジェクトへのLoCが承認されており、その供与限度額は全体の55%に達する(アフリカ向け供与限度額の割合は39%)。主なプロジェクトとして、2018年度ではバングラデシュの鉄道建設、ネパールの道路建設、モンゴルの石油精製プロジェクトへの支援が立ち上げられている。

そして、インドの伝統的な技術協力として知られる「インド技術経済協力プログラム」(ITEC)に関していえば、現在161か国を対象に、インドでの研修事業では、98の国内機関で383コースが用意されている。これらのコースでは課題別の定型研修が用意されるとともに、当該国からの要請に基づき同国のみに焦点を当てた国別研修も実施されている。なお、2020年度は新型コロナウイルスの世界的な蔓延とそれに伴うインドでの感染拡大が生じたため、大部分の対面式の研修実施は見送られたが、これに代替する形で、公衆衛生や

表2 信用供与(LoC)の地域別実績(承認ベース) 2002-20年度

地域	件数		供与限度額		
			USD	million	
アフリカ	185	68.3%	10665.75	39.9%	
アジア	50	18.5%	14793.02	55.3%	
ラテンアメリカ及びカリブ	31	11.4%	638.53	2.4%	
オセアニア	3	1.1%	155.78	0.6%	
CIS	2	0.7%	503.60	1.9%	
	合計	271	100.0%	26756.68	100.0%

出典：インド輸出入銀行HP (<https://www.eximbankindia.in/>)のデータ(2021年6月24日時点)を基に筆者作成。

医療、コロナ対策に焦点を当てたオンライン形式の研修が実施された⁽¹⁹⁾。

近年 ITEC では、研修受入の割当人数や予算規模が拡充されている。インドでの研修参加割り当て人数は、2009年度では5,000人程度であったが、2014年度に8,800人に、2019年度には11,400人にまで増加した⁽²⁰⁾。なお、ITEC開始以来、2020年までに計20万人以上の途上国行政官が研修を受けたとされる⁽²¹⁾。また、ITECの予算規模に関しては、1964年度で4.46 千万ルピーであったが、1971年度には1千万ルピーに増加された⁽²²⁾。近年では、開発協力予算の急増を受け、当初予算配分として2008年度に65千万ルピー、2013年度に140千万ルピーへと増額され、2018年度には過去最高の280千万ルピーが配分される等、過去10年間で四倍増となっている。

以上をまとめると、近年のインドの開発協力では、ITECを中心とする「技術協力」及び「資金協力」（①贈与、②借款、③LoC）のいずれも規模が急拡大している。近隣国への協力が重視されつつ、近年では協力対象国・地域が地理的に拡大されてきた。2000年代からの高度成長と相俟って、開発協力における資金面での規模拡大と広域化が国際援助コミュニティに「新興ドナー」インドの台頭を印象付ける結果となっている。また、インドは伝統的に技術協力を重点を置いてきたが、2000年代半ば以降、技術協力から資金協力へと傾斜し、とりわけLoCは開発協力の新たな手法として確立される等、協力手法が多様化されることになった。

2. 「インド型開発協力」の特徴と決定要因

開発協力においてインドは、独自路線を追求してきた。その開発協力の在り方は「インド型開発協力」といえよう。非DAC加盟国であるインドは、欧米等のDAC加盟国によって重視される援助規範・ルールには与せず、基本的には他国との援助協調にも慎重で消極的であり続けてきた⁽²³⁾。

インド政府は、開発協力に関する基本法および戦略文書を定めていない。これは開発協力の定義・目的・長期ビジョンが曖昧であることを意味する。しかしながら、インドの開発協力はネルー初代首相のリーダーシップにより方向付けられ、対外関係の観点からは1954年の平和5原則（①領土・主権の尊重、②不可侵、③不干渉、④平等・互惠、⑤平和

(19) Government of India, Ministry of External Affairs, *Annual Report 2020–21*.

(20) Government of India, Ministry of External Affairs, *Annual Report 2009–10* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2010); *Annual Report 2014–15* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2015); *Annual Report 2019–20* (New Delhi: Policy Planning and Research Division, Ministry of External Affairs, 2020).

(21) “India’s Development Cooperation Based on Freedom of Choice not Conditionalities: S Jaishankar,” *The Economic Times*, October 22, 2020.

(22) Government of India, Ministry of External Affairs, *Annual Report 2014–15*.

(23) モーズリー 『国際開発援助の変貌と新興国の台頭』、237–240頁。

共存)や翌55年のバンドン会議での平和十原則が基礎となった⁽²⁴⁾。インドは東西両陣営から多額の援助が供与される援助受入国であったにもかかわらず、ネルーが非同盟や反植民地主義といった政治イデオロギーを主導する中、インドは「南南協力」というフレームワークの下でドナーとして立ち現れ、アジア・アフリカ諸国との互恵的で対等なパートナー関係を形成・強化しようとしてきた⁽²⁵⁾。

インドの開発協力において、その独自性を担保する基本原則として、①要請主義、②コンディショナリティの不付与が挙げられる。すなわち、大部分のDAC加盟国とは異なり、インドの開発協力では、パートナー国(援助受入国)からの要請やニーズに基づき協力内容が決定されるとともに、パートナー国に対し協力実施のための条件付け(例：民主化、財政再建)が行われないとされる⁽²⁶⁾。そしてこれらの原則に通底するのは、パートナー国への内政不干渉の姿勢である。但し、この内政不干渉については留意が必要である。確かにインドはアフリカなどへの開発協力では内政不干渉の姿勢を取ってきた一方、圧倒的な軍事力や経済力を背景にインドが覇権的な地位を確保する南アジア、とくにブータンやネパールに対しては開発協力を通じた介入を行ってきたためである。ただ、こうした留意は加えられるものの、内政不干渉の下で掲げられる①要請主義、②コンディショナリティの不付与は「インド型開発協力」の独自性を特徴付けている。

「インド型開発協力」の在り方は、時々の政治理念・イデオロギーや外交政策に大きく規定されてきた。冷戦期では、「インドは世界の脱植民地化と第三世界の政治的・経済的独立の促進に貢献すべき」というネルーの信念・理念の影響は大きかった⁽²⁷⁾。同時に、開発協力を通じて途上国との関係強化を図り、非同盟運動でもリーダーシップを発揮することでインドの国際的地位の向上を図るというネルーの野心もあった。加えて言及すべきは、中国への対抗である。インドは、独立当初より南アジアでの安全保障確保の観点から、中国との緩衝地帯としてブータンやネパールといった戦略的に重要な近隣国への開発協力(及びそれに伴う介入)を行う必要があった⁽²⁸⁾。また、1962年の印中国境戦争での敗北も、

(24) Samuel and George, “Future of Development Cooperation,” p. 11.

(25) Saroj Kumar Mohanty, “Shaping Indian Development Cooperation: India’s Mission Approach in a Theoretical Framework,” in Sachin Chaturvedi and Anthea Mulakala eds., *India’s Approach to Development Cooperation*, (London: Routledge, 2019) p. 1.

(26) 2020年10月、インドの支援で完成したモーリシャス最高裁判所の新施設開所式において、モディ首相は、「インドの開発協力は援助受入国(パートナー国)に対し、いかなるコンディショナリティを付与するものではなく、また政治的又は商業的な動機に影響されるものではない。パートナー国が有する開発上の優先事項を反映している」旨を発言した。“India’s Development Cooperation does not Come with any Conditions: Modi,” *The Tribune*, July 30, 2020.

(27) Anthea Mulakala and Sachin Chaturvedi, “Conclusion,” in Chaturvedi and Mulakala, eds., *India’s Approach to Development Cooperation*, pp. 178–179.

(28) Eswaran Sridharan, “India as an Emerging Donor: Political and Economic Determinants,” in Y. Jing et al. eds., *Development Assistance: Emerging Economies and the New Landscape of Development Assistance* (Singapore:

中国への対抗策として開発協力を強化する重要な契機となった。インドはアジア・アフリカ諸国による非同盟運動でリーダーシップを発揮していると自認していた中、この国境戦争でインドを支持した国が僅かであったことは、インドに大きなショックをもたらすものであった。1964年のITEC開始には、国境戦争を機に対アジア・アフリカ政策の見直しを迫られたインドが、中国への対抗策の一環として、開発協力を強化せざるを得ない背景があった⁽²⁹⁾。

冷戦後においては、ソ連の崩壊や経済自由化政策の導入により、対外関係の再構築が必要となり、インドにおいて経済外交の重要性が高まった。経済分野でのグローバル化が進展する中で、こうした外交課題に 대응べく活用されたのが開発協力であり、「贈与」や「借款」の規模を拡大した広域化することで対外関係の再構築が行われた。「開発協力(援助)・投資・貿易」を三位一体として捉え、経済利益(市場確保・資源獲得)追求のための開発協力という戦略的な側面が確認されるようになった。とくにアフリカ諸国向けのLoC拡大はこうした経済的動機によることが明白であった。

また、冷戦後においても、中国への対抗はインドの開発協力の重要な決定要因として作用している。これはアフリカにおける中国とのエネルギー資源の獲得競争に止まらない。2010年代より指摘されるようになった中国の「真珠の首飾り」戦略、すなわち中国が「一带一路」の実現に向けパキスタン、スリランカ、モルディブ、ミャンマー等への港湾インフラ整備等を支援する動きについて、中国による包囲網の形成とみなすインドは安全保障上の懸念を示してきた。中国による南アジアへの関与が強まる中、近年インドは「贈与」と「借款」を通じモルディブへの開発協力を強化している。モディ政権下ではこの傾向は顕著であり、「贈与」と「借款」全体に占めるモルディブの割合は2014年度に0.3% (25千万ルピー)に過ぎなかったが、2018年度には6.8% (440千万ルピー)に急増した。また、中国の台頭に伴いインド太平洋地域の戦略的な重要性が国際社会で認識され、インドもまたその重要性を認識しているからこそ、インド洋の戦略的要衝に位置するモーリシャスとセーシェルへの協力を強化していると考えられる。加えて、中国がパキスタンでの大規模なインフラ整備事業(中パ経済回廊)の一環としてグワダル港の開発を進める中、インドは2016年よりイランのチャバハール港の整備支援に乗り出している⁽³⁰⁾。中国を念頭に置いたこれらの一連の対応は、インド太平洋地域をめぐる戦略環境の変化を想定した開発協力の一端を示

Palgrave Macmillan, 2020), pp. 163–165; Urvashi Aneja, *Shifting Currents: India's Rise as a Development Partner* (New York: United Nations University Centre for Policy Research, November, 2015), pp. 2–7 [http://collections.unu.edu/eserv/UNU:3323/unu_cpr_india_dev.pdf] (2023年12月28日閲覧)。

(29) 近藤久洋、小林誉明、志賀裕朗、佐藤仁「『新興ドナー』の多様性と起源」『国際開発研究』第21巻第1・2号、2012年、94–95、98–100頁。

(30) Rani D. Mullen, *India Development Cooperation Regains Momentum: 7 Main Take-Aways From India's 2019–20 Union Budget (Policy Brief)* (New Delhi: Centre for Policy Research, 2019) [https://cprindia.org/wp-content/uploads/2021/12/IDCR_7-Main-Take-Aways-from-Indias-2019-20-Union-Budget_30-July-1.pdf] (2023年12月28日閲覧)。

している。

「インド型開発協力」の決定要因として、グローバル化する経済外交への対応や中国への対抗について触れたが、これらは短・中期的な国益追求にかかる要因であるといえよう。一方、長期的な外交目標を見据えた要因としては、グローバル・レベルでの大国指向外交、つまり「世界大国化」の追求が挙げられる。独立以来、インドは大国意識をもって国際政治に関与しようとしてきたが、実際にそのパワーが及ぶのは長らく南アジアに限定されていた。しかしながら、1998年の核実験と核保有宣言、2000年代からの高度経済成長により軍事力と経済力を増大させるとともに、国際社会とりわけ米国から大国として認知されたことを背景に、インドはいまや「世界大国化」を指向しているとみられている。こうした「世界大国化」をインドの長期的な外交目標とした場合、その実現を後押しするソフトパワーの獲得・増大において、有効な手段となり得る開発協力の推進はインドにとって極めて重要であると考えられる。

インドは、南南協力という国際規範を長年にわたり開発協力のフレームワークとし、要請主義やコンディショナリティの不付与といった原則に基づき、協力対象のパートナー国との間で対等かつ互恵的な関係を構築することを重視してきた。こういった独自の開発協力のさらなる強化を通じて、インドは国際的な存在感を高め、国際社会少なくとも途上国からの信頼・支持の獲得を見据えているのであろう。こうした観点からは、インドの開発協力を、将来的な国連安全保障理事会入りを見越した途上国との関係構築のための取り組みであると指摘されることは多く⁽³¹⁾、南南協力のレトリックを用いて国際社会の「ルールメーカー」になるための試みとの見方もある⁽³²⁾。また、経済的動機が注目されるLoCに関しても、首脳等によるハイレベル会談を通じ原則的に承認されるという政治的または戦略的な性格を有しており、インドは低金利で償還期間を長く設定された譲許性の高い開発資金を供給することで、LoC借入国との「恩恵的」な関わり合いを構築し、インドの存在感を高めるようとしている⁽³³⁾。国連開発計画(UNDP)によれば、同じく南南協力を掲げる中国との比較において、インドのLoCは中国よりも譲許性が高いと指摘されている⁽³⁴⁾。南南協

(31) Sachin Chaturvedi et al., *Indian Development Cooperation: The State of the Debate* (Sussex and New Delhi: Institute of Development Studies / Jawaharlal Nehru University, Evidence Report No. 95, 2014), p. 8.

(32) Aneja, "Shifting Currents: India's Rise as a Development Partner," p. 8.

(33) 近藤則夫「インドとアフリカの国際関係の展開」近藤則夫編『現代インドの国際関係：メジャー・パワーへの模索』アジア経済研究所、2012年、198–204頁。2015年改訂の「インド開発経済支援スキーム」(IDEAS)のガイドラインによれば、アジア・アフリカを中心に途上国計86か国に対し、金利が1.5～1.75%、支払猶予期間5年、支払期間が20～25年に設定されている。インド財務省ホームページ[<https://dea.gov.in/>] (2022年1月9日閲覧)。

(34) UNDP, *Concessional Financial Flows among Southern Countries: Conceptualising Design Principles, Operational Modalities and an Assessment Framework* (New York: United Nations Development Programme Bureau for Policy and Programme Support, 2016), pp. 33–37.

力において中国との差別化も図りながら、インドがその独自の開発協力の強化を通じて、長期的な視野に立った途上国との信頼関係を構築することで、ソフトパワーの獲得・増大を試みているのは明らかである。

以上のように、外交・安全保障政策に基づく短・中期的な国益追求と同時に、「世界大国化」という長期的な視点に立った外交目標の追求が、今日の「インド型開発協力」の在り方を規定している。とくに「世界大国化」を下支えするソフトパワーをインドが増大させていく上で、開発協力が担う役割は大きいといえる。

3. インド型開発協力の新展開：「三角協力」と「第三国協力」

「インド型開発協力」という独自路線を追求する一方、開発資金の提供能力で先進国ドナーや中国に見劣りする現状にあって、インドは新たな開発協力の展開を模索している。その代表例が、先進国ドナー等との「三角協力」(triangular cooperation)及び「第三国協力」(cooperation in third country)である。

インドは1950年代に米国と協力してネパールの道路及び通信プロジェクトを支援したこともあったが、基本的には、援助受入国にコンディショナリティを付与し「トップダウン」の形で援助を行う先進国との三角協力には消極的かつ懐疑的であり、長きにわたり距離を置いてきた。また南南協力を主導するインドにとって、先進国ドナーとの三角協力は、途上国間での指導力や途上国に対等な立場から寄り添うという自らのイメージを損なうリスクを孕むものでもあった⁽³⁵⁾。

こうしたインドが近年三角協力に関与するようになった背景について、セバスチャン・パウロによれば⁽³⁶⁾、多くの論者が指摘するように、国際社会の一員としてグローバルな課題に責任を負うとともに国際的な威信を獲得しようというインドの意向も挙げられるが、より直接的には中国が2013年に発表した「一帯一路」への懸念にあるとされる⁽³⁷⁾。加えて、インドは、自らを「トップダウン」的な援助アプローチを行う先進国ドナーや中国とは区別しながら、両者との協力にも取り組むことで、グローバル・レベルで独自の役割を果たすことを目指しているのだという。実際に、「一帯一路」の発表後、インドは2014年に米国との間でグローバル開発のための三角協力に合意し⁽³⁸⁾、また2015年には英国との間で

(35) Sebastian Paulo, "India as a Partner in Triangular Development Cooperation," in Sachin Chaturvedi et al., eds., *The Palgrave Handbook of Development Cooperation for Achieving the 2030 Agenda* (Cham: Palgrave Macmillan, 2020), pp. 627–628.

(36) Paulo, "India as a Partner in Triangular Development Cooperation," pp. 635–637.

(37) 2017年5月に「一帯一路」国際協力サミットフォーラムが予定されていたが、モディ政権は、中国による開発プロジェクトが当該国の主権を無視するのみならず、当該国に重債務をもたらし、透明性にも欠くものとして批判し、同フォーラムをボイコットした。

(38) 三角協力にかかる印米間の協定 Statement of Guiding Principles on Triangular Cooperation for Global Development については、2021年に5年間延長する形で更新された。

第三国協力に関するパートナーシップ声明を締結している。他方、中国との関係においてはBRICSの枠組みでの協力を進め、例えば2015年には「新開発銀行」（通称：BRICS銀行）を発足させるに至った。つまり、インドは、「競争国」中国への対抗を念頭に先進国ドナーとの三角協力を踏み切りながら、一方で「協力国」中国ともグローバル開発で連携することで、開発協力における独自の立ち位置を国際的に誇示しつつ、その存在感を高めようとしていると考えられる。

なお、日本との三角協力及び第三国協力においても、中国要因が作用しているのは間違いない。日印の三角協力の事例として、「自由で開かれたインド太平洋地域」（FOIP: Free and Open Indo-Pacific）実現に向けたアジア・アフリカの成長と相互連結の改善を目指す「アジア・アフリカ成長回廊」（AAGC: Asia-Africa Growth Corridor）への協力が挙げられるが、この三角協力は「一帯一路」を通じアフリカで多大な影響力を有する中国への対抗という地政学的な意味合いを持つものであった⁽³⁹⁾。また、2019年5月に合意されたスリランカ・コロンボ港の東コンテナターミナル(ECT)合同開発事業は日印による第三国協力であるが、この協力の背景には、2018年にスリランカのハンバントタ港の運営権が99年にわたり中国に譲渡される等、インド洋の要衝地スリランカにおける中国の影響力増大への対応であったのは明白であった⁽⁴⁰⁾。

このように、「インド型開発協力」における近年の新たな動きとして、三角協力や第三国協力の進展が確認される。だが、現在までのところ、先進国ドナーとの協力関係が限定的であり⁽⁴¹⁾、また協力事例も僅かに過ぎない。三角協力や第三国協力の進展次第では、インドの開発協力の在り方を変化させる可能性も想定されるが、現時点では未知数である。また、外交目標・政策の観点からは、インドの三角協力や第三国協力が、短・中期的には中国への対応、長期的にはインドの「世界大国化」やそれに関係するソフトパワーの増大に有用であるか否かについても不透明な部分が多いため、これらの点について引き続き注視が必要である。

おわりに

「インド型開発協力」は、基本法や戦略文書の不在がゆえに、開発協力にかかる戦略ビジョンが曖昧なまま、政治イデオロギーや外交政策に大きく規定されてきた。その在り様

(39) Prachi Mittal, "India's Triangular Cooperation with the US, UK and Japan in Africa: A Comparative Analysis," *ORF Issue Brief*, No. 337, 2020, pp. 9–11 [<https://www.orfonline.org/public/uploads/posts/pdf/20230512123436.pdf>] (2023年12月28日閲覧)。

(40) コロンボ港ECT合同開発事業に関し、2019年11月に親中派とみられるラジャパクサ政権の誕生後、スリランカ政府はECT開発事業を自国だけで行う方針を発表したのち、2021年11月に同政府は中国企業への発注を決定した。

(41) Mittal, "India's Triangular Cooperation with the US, UK and Japan in Africa," p. 12.

は、「戦略なき政治優位の開発協力」ともいえる。2000年代以降の「インド型開発協力」は、短・中期的な外交・安全保障上の利益確保に加え、長期的な外交目標としての「世界大国化」の追求が複雑に交錯しながら展開されてきた。とりわけ「世界大国化」に向け軍事力や経済力といったハードパワーのみならず、国際社会からの信頼や共感というソフトパワーの増大も必要となる中、インドにとって開発協力の重要性はかつてない程に高まっている。したがって、近年にみられる開発協力の規模の急拡大や広域化、そして三角協力や第三国協力の推進といった新たな展開は、短期的な国益追求(経済外交への対応、中国への対抗)のみを動機とするものではない。どういった戦略で実現するのかは未だ不明確であるが、「世界大国化」を長期的に見据えた試みであることは明らかである。

但し、「インド型開発協力」には課題も多く、とくに体制面での不備は目立つ。例えば、日本の国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)や米国の国際開発庁(USAID: United States Agency for International Development)、中国の国家国際発展合作署とは異なり、インドには開発協力の独立機関が存在しない。2003年に「インド国際開発協力庁」(Indian International Development Cooperation Agency)の設置が構想されたが、省庁間での利害反目により頓挫した⁽⁴²⁾。2012年、外務省に開発協力管理局(DPA: Development Partnership Administration)が設置され、DPAに開発協力の全体総括を行う機能が付与された。しかし、インドが「世界大国化」を見据えているとしても、80名程度とされるDPAの人員体制では⁽⁴³⁾、省内及び関係省庁との調整だけでなく、広範囲に及ぶ途上国への開発協力の政策立案から案件形成、実施・監理、評価までの一連のプロセスを効果的にカバーすることは困難であると言わざるを得ない。また別の観点では、主要ドナーと比較してインドの開発資金規模は限られている。米国や中国の圧倒的な資金量やそれに基づく広範な協力が展開される中、インドはこの資金ギャップを前提に三角協力や第三国協力にも乗り出しているが、元より援助協調に慎重な姿勢もあり、現状では途上国に大きなインパクトを与える程の成果は確認されていない。途上国から見れば、インドの内政不干渉に基づく開発協力の姿勢は歓迎されるものであるが、開発需要が高い途上国の状況を踏まえた場合に豊富な資金提供が可能な中国の魅力には抗しがたいのが実態であろう。

最後に「インド型開発協力」をめぐる今後の研究課題については広範かつ多岐に及ぶが、とくにインドが「世界大国化」を指向するとした場合、今後の「インド型開発協力」の試金石となるのがインド太平洋地域での協力である。インド太平洋地域というリージョナルなレベルで展開されるインドの開発協力が、先進国ドナーや中国との比較において、当該国でどのように受け入れられ、どういった成果をもたらしているのかは重要な研究課題であ

(42) Kumar Tuhin, "India's Development Cooperation through Capacity Building," in Chaturvedi and Mulakala, eds., *India's Approach to Development Cooperation*, p. 33.

(43) Sridharan, "India as an Emerging Donor: Political and Economic Determinants," p. 162.

る。また、中国が南アジアへの関与を強化している現状を踏まえれば、サブ・リージョナルな視点で、インドの対南アジア開発協力についても関心を向ける必要がある。例えば、モディ政権が近隣第一外交を掲げ、また2017年にブータンと中国が領有権を主張し、かつインド国境とも近接するドクラムにて印中両軍が対峙する事態が発生し、インドによるブータンへの関与が戦略的に重要となる中で、なぜ「贈与」及び「借款」全体に占めるブータンの割合が近年において低下傾向にあるのかという点も検討が求められる。加えて、グローバルな視点では、独自路線を追求してきたインドが、グローバルな開発課題に国際社会や多様な開発アクターとどのように関与・連携し、国際社会から「責任あるドナー」として認識され、ひいてはソフトパワーの増大に繋がるような開発協力を展開し得るのかどうかは一考の余地がある。また、「世界大国化」の追求との関係で、今後もインドは、開発協力におけるその独自性を維持していけるのかについても検討が必要である。このように「インド型開発協力」に関する研究は今後も一層求められる。